

奈良県王寺町
外部専門人材を活用した BPR 業務委託
(別紙)

2026年2月

1. 委託期間

令和8年4月1日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで

2. 業務内容

以下の業務を対象とする。

1. 年間スケジュール(ロードマップ)の策定

受託者は本町との協議のうえ、ロードマップを作成する。業務実施段階において変更が必要な場合は、事前に本町と相談し、合意を得た上で修正するものとする。

また、スケジュールの変更による業務影響について双方が誠実に協力すること。

2. 業務プロセスの可視化および他自治体との比較分析が可能な業務改善支援ツールの導入と、業務手順書(業務プロセス記述書)の整備

3. 本町が保有するデータを活用した窓口改革に向けた提案
4. 他自治体の事例紹介(KPI・成功要因等)
5. 業務 BPR の実行(現状整理、課題抽出、To-Be 設計等)
6. 相談窓口(職員向け伴走・相談)の開設
7. 各種資料の策定(報告資料・分析資料・提案資料等)
8. その他、本町にとって効果的と認められる支援の提案・実施

3. 業務改善支援ツール要件

1. インターネット及び LGWAN に接続された端末において、Microsoft Excel 等の汎用ソフト又はウェブブラウザ上で業務手順書の作成・編集することができる。
また、作成した業務手順書は、インターネット及び LGWAN に接続された端末からウェブブラウザで相互に参照することができる。
2. 「他自治体が作成した複数の業務手順書を参照できる」「業務フロー作成の雛形が用意されている」など、職員が効率的に作成できる仕組みがあること。
3. 作成した業務手順書に紐づけした業務時間、処理件数及び業務の性質等に応じ、簡易分析できる機能を有すること。
4. 各機能を日本語で利用できること。
5. 各機能を利用するためのマニュアルを提供すること。
6. 定期及び臨時メンテナンスに係る時間を除き、24 時間 365 日利用できること。
7. 他自治体での導入実績があること。
8. 利用方法等への問合せに対応するための体制を用意すること。

4. 成果物

- 年間スケジュール(ロードマップ)、WBS(作業分解構成)
- 業務手順書(標準手順・判断基準・FAQ)
- BPR 成果(To-Be、業務一覧・帳票整理 等)
- 最終報告書

5. 常駐者・稼働条件

- 契約期間:令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- 常駐:週 2 回(ただし、本町の業務効率化や突発的な状況対応に関して双方の協議に基づき変更が可能とする)
- 場所:王寺町役場およびオンライン

6. 体制・要員要件

- 本町の BPR に幅広く対応できるメンバーを含む体制を構築すること
- 必要に応じて専門性(BPR、データ分析、窓口運営、業務可視化 等)を持つ者を配置すること

7. セキュリティ要件

1. 受託者は、契約書等に明示されていない事項であっても、本業務の履行に必要と合理的に認められる事項について担当課との協議の上、責任をもって対応することとする。ただし、提供される王寺町情報セキュリティポリシーの遵守を前提とする。
2. 本業務に関連する費用(例: 人件費、旅費交通費、業務遂行に必要な機材費)は、すべて受託者の負担とする。ただし、会議等に使用する会場は本町が用意する。
3. 秘密保持および個人情報の取扱い
受託者は、受託期間中および終了後を問わず、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務で取得した個人情報については、本町が別途定める「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
4. 違反時の報告義務
受託者は、本契約に違反する事態が発生した場合またはそのおそれがある場合、速やかに担当課へ報告し、その指示に従うこと。
5. 情報セキュリティの遵守
受託者は、本町の情報セキュリティポリシー、個人情報保護法、その他関連法令・規程を遵守し、適切な管理体制を確保すること。

8. 暴力団排除に関する規定

1. 受託者は、王寺町暴力団排除条例等に基づき、暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者に該当してはならない。
2. 受託者は、下請負人等に対しても同様の義務を課し、暴力団員等に該当する者との契約締結を禁止すること。
3. 受託者が暴力団員または暴力団密接関係者と認められた場合、または該当する事実が客観的に確認された場合、本町は書面通知をもって契約を解除できるものとする。
4. 不当介入への対応義務

受託者が業務の履行において暴力団員等から不当介入を受けた場合、以下の義務を負うものとする。

 - ア 断固として不当介入を拒否すること
 - イ 警察へ通報し、捜査に協力すること
 - ウ 本町担当課へ速やかに報告すること
 - エ 業務に支障が生じる場合は、担当課と協議し必要な措置を講じること
5. 上記に違反した場合、本町は「暴力団排除措置要綱」に基づき、落札停止等の措置を講じることができる。

9. その他

本書に定めのない事項であっても、契約目的に合理的に関連すると認められる事項について、本町と受託者が協議の上定める。ただし、追加の業務内容が受託者に過剰な負担を強いるものと判明した場合、必要な費用や期限の調整を含めた別途契約を締結する。

以上